

平成 19年 6月 11日

株 主 各 位

神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号

株式会社 **みなと銀行**

取締役頭取 藪 本 信 裕

第 8 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第 8 期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成 19年 6月 27日午後 5 時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 19 年 6 月 28 日 (木曜日) 午前 10 時
2. 場 所 神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号
当行本店 9 階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第 8 期 (平成 18 年 4 月 1 日から
平成 19 年 3 月 31 日まで) 事業報告及び
計算書類の内容報告の件
(2) 第 8 期 (平成 18 年 4 月 1 日から
平成 19 年 3 月 31 日まで) 連結計算書類
の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計
算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 取締役 5 名選任の件
第 3 号議案 監査役 2 名選任の件
第 4 号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ ( <http://www.minatobk.co.jp> ) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 第8期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

##### 【金融経済環境】

平成18年度兵庫県経済は、輸出が増勢を維持し、鉱工業生産や企業の景況感が全国平均に比して総じて高い水準で推移する中、設備投資計画も拡大基調を保ちました。そうした中、雇用情勢は緩やかに改善し、個人消費が堅調に推移したほか、住宅投資についても増加基調となりました。

##### 【企業集団の事業の経過及び成果】

このような環境下、当行グループは経営基盤の強化と収益力の向上を図るべく、中期経営計画「チャレンジ21」の諸施策を推進した結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

当連結会計年度の経常収益は、前年度比40億円減少し、757億円、経常利益は、前年度比4億円増加し、12億円となりました。

また、当期純利益は、前年度比14億円増加し、69億円となりました。

##### 〔当行の事業の経過及び成果〕

##### ・預 金

低金利環境の下、投資信託等の資産運用商品へのシフトの影響等もあり前期末比42億円減少し、当期末残高は2兆4,972億円となりました。

##### ・貸 出 金

企業向け貸出は企業業績の回復等を背景に増加し、また住宅ローンも順調に増加したこと等から、貸出金全体では前期末比630億円増加し、当期末残高は2兆1,796億円となりました。

- ・有 価 証 券  
前期末比 44億円減少し、当期末残高は 3,99億円となりました。
- ・総 資 産  
前期末比 39億円増加し、当期末残高は 2 兆 7,346億円となりました。
- ・内国為替取扱高  
期中 1,099億円増加し、1兆 4,746億円となりました。
- ・外国為替取扱高  
期中 1 億 76百万ドル増加し、14億 50百万ドルとなりました。
- ・損 益 状 況  
企業業績の回復等を背景に貸出金残高が順調に増加し、資金運用収益は前期比 11億円増加しました。また、投資信託をはじめとする資産運用商品の販売と企業ニーズに対応した提案営業による手数料収入が好調に推移し、役務取引等収益も前期比 19億円増加しましたが、国債、株式等の売却益が減少したため、経常収益は前期比 36億円減少となりました。  
一方、経常費用は、金利上昇により預金利息が増加したものの、不良債権処理費用が大きく減少したこと等から前期比 43億円減少し、経常利益は前期比 7 億円増加し 103億円、また当期純利益は前期比 8 億円増加し 55億円となりました。

#### 〔企業集団の新品・新サービス〕

新品・新サービスの主なものは以下のとおりであります。

平成 18年 7月、働く女性の住宅取得を積極的にサポートするため、付帯サービスが付き安心してご利用いただける「レディース住宅ローン」の取扱いを開始いたしました。また、8月に G E コンシューマー・ファイナンス株式会社と住宅ローン販売における業務提携契約を締結し、お客さまのニーズに対してより幅広くお応えすることが可能となりました。

平成 18年 8月には、「兵庫県企業の株式」と「外国債券」を主要投資対象としたバランス型の当行専用ファンド「兵庫応援バランスファンド（毎月分配型）」の取扱いを開始いたしました。

平成 19年 1月には、情報処理産業の育成と地元中小企業の I T 化を資金調達の面からサポートするため、独立行政法人情報処理推進機構と提携し、同機構の債務保証付無担保融資商品「みなと I T サポートローン」の取扱いを開始いたしました。

### 【企業集団の対処すべき課題】

当行グループは、中期経営計画「チャレンジ21」（平成17年度～平成19年度）の主要施策である「収益力の強化」、「組織力の強化」、「リスク管理の高度化」を着実に推進することによって、経営基盤の強化と収益力の向上を目指しております。

金融機関を取り巻く経営環境は、規制緩和による他業界からの金融サービスへの参入を始め、近隣他行との競争激化等、より一層厳しさを増しておりますが、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの拡充に努めるとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献してまいります。

加えて、9月より施行される金融商品取引法等への対応をはじめ、法令等遵守態勢と顧客保護等管理態勢の強化に努め、「信頼される地域のコアバンク」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご厚情とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|         | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 連結経常収益  | 774    | 728    | 797    | 757    |
| 連結経常利益  | 89     | 101    | 117    | 121    |
| 連結当期純利益 | 30     | 40     | 55     | 69     |
| 連結純資産額  | 781    | 855    | 872    | 1,000  |
| 連結総資産   | 27,641 | 27,335 | 27,429 | 27,497 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|            | 平成 15年度       | 平成 16年度       | 平成 17年度       | 平成 18年度       |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 金        | 25,461        | 25,176        | 25,014        | 24,972        |
| 定期性預金      | 12,355        | 11,356        | 10,318        | 10,078        |
| その他        | 13,106        | 13,820        | 14,695        | 14,894        |
| 社 債        | -             | -             | -             | 50            |
| 貸 出 金      | 20,393        | 20,614        | 21,166        | 21,796        |
| 個人向け       | 6,266         | 6,506         | 6,477         | 6,507         |
| 中小企業向け     | 11,434        | 11,246        | 11,449        | 12,051        |
| その他        | 2,692         | 2,860         | 3,238         | 3,237         |
| 商品有価証券     | 0             | 2             | 3             | 7             |
| 有 価 証 券    | 5,495         | 5,030         | 4,041         | 3,997         |
| 国 債        | 2,515         | 2,494         | 1,853         | 2,381         |
| その他        | 2,980         | 2,536         | 2,187         | 1,615         |
| 総 資 産      | 27,533        | 27,209        | 27,307        | 27,346        |
| 内国為替取扱高    | 116,075       | 114,001       | 113,647       | 114,746       |
| 外国為替取扱高    | 百万ドル<br>1,598 | 百万ドル<br>1,453 | 百万ドル<br>1,274 | 百万ドル<br>1,450 |
| 経 常 利 益    | 百万円<br>7,643  | 百万円<br>8,118  | 百万円<br>9,614  | 百万円<br>10,368 |
| 当 期 純 利 益  | 百万円<br>2,184  | 百万円<br>3,310  | 百万円<br>4,744  | 百万円<br>5,577  |
| 株当たりの当期純利益 | 5円70銭         | 8円65銭         | 12円40銭        | 14円25銭        |

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出してあります。なお、期中の平均発行済株式数は自己株式を除いて計算してあります。

### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ．企業集団における使用人数

|      | 当 年 度 末 |      |       | 前 年 度 末 |      |       |
|------|---------|------|-------|---------|------|-------|
|      | 銀行業     | リース業 | その他事業 | 銀行業     | リース業 | その他事業 |
| 使用人数 | 2,103人  | 17人  | 84人   | 2,050人  | 21人  | 86人   |

注 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。

#### ロ．当行の使用人数

|         | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|---------|---------|---------|
| 使 用 人 数 | 1,795人  | 1,764人  |
| 平 均 年 齢 | 4年 3 月  | 4年 0 月  |
| 平均勤続年数  | 15年 9 月 | 16年 1 月 |
| 平均年間給与  | 6,191千円 | 6,109千円 |

注 1. 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与の算出には、他社から当行への出向者を含んでおりません。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ．企業集団の主要な営業所

##### 銀行業

##### 株式会社みなと銀行

兵庫県：本店営業部、伊丹支店、尼崎支店、西宮支店、住吉支店、水道筋支店、三宮支店、湊川支店、大橋支店、明石支店、三木支店、加古川支店、姫路支店、洲本支店

大阪府：大阪支店、梅田支店

東京都：東京支店

##### 株式会社みなと地所

(本社：神戸市)

みなとビジネスサービス株式会社

(本社：神戸市)

みなとモーゲージサービス株式会社

(本社：神戸市)

みなと保証株式会社

(本社：神戸市)

##### リース業

みなとリース株式会社

(本社：神戸市)

その他事業  
 株式会社みなとカード (本社：神戸市)  
 みなとシステム株式会社 (本社：神戸市)  
 みなとキャピタル株式会社 (本社：神戸市)

□．当行の営業所の状況  
 営業所数の推移

|       | 当 年 度 末              | 前 年 度 末              |
|-------|----------------------|----------------------|
| 兵 庫 県 | 店 うち出張所<br>103 ( 7 ) | 店 うち出張所<br>103 ( 7 ) |
| 大 阪 府 | 4 ( 1 )              | 4 ( 1 )              |
| 東 京 都 | 1 ( - )              | 1 ( - )              |
| 合 計   | 108 ( 8 )            | 108 ( 8 )            |

注 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を107か所（前年度末108か所）設置しております。

当年度新設営業所

当年度に新設した営業所はございません。

注1. 当年度において、新設した店舗外現金自動設備はございません。

2. 当年度において、店舗外現金自動設備のうち、社支店社滝野出張所を廃止いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 金 額   |
|---------|-------|
| 銀 行 業   | 2,346 |
| リース業    | 0     |
| その他事業   | 6     |
| 合 計     | 2,352 |

□．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 内 容        | 金 額 |
|---------|------------|-----|
| 銀 行 業   | 三木支店新築     | 346 |
|         | 洲本支店移転用地取得 | 303 |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ．親会社の状況

| 会社名                 | 所在地               | 主要業務内容                 | 設立年月日      | 資本金          | 親会社が有する<br>当行の議決権比率 |
|---------------------|-------------------|------------------------|------------|--------------|---------------------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 傘下子会社の経営管理並びにそれに付随する業務 | 平成14年12月2日 | 1,420,877百万円 | -<br>(46.34%)       |
| 株式会社三井住友銀行          | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 銀行業務                   | 平成8年6月6日   | 664,986百万円   | 45.10%<br>(1.23%)   |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率欄の( )内は親会社による間接議決権比率であります。

### ロ．子会社等の状況

連結される子会社及び子法人等は8社6組合であり、その概況は次のとおりであります。

| 会社名              | 所在地              | 主要業務内容           | 設立年月日      | 資本金      | 当行が有する<br>子会社等の議決権比率 |
|------------------|------------------|------------------|------------|----------|----------------------|
| 株式会社みなと地所        | 神戸市中央区伊藤町107番地の1 | 不動産賃貸・保守管理業務     | 昭和36年6月15日 | 1,130百万円 | 100.00%              |
| みなとビジネスサービス株式会社  | 神戸市中央区伊藤町107番地の1 | 事務処理代行業務他        | 昭和57年9月24日 | 20百万円    | 100.00%              |
| みなとモーゲージサービス株式会社 | 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 | 不動産調査業務          | 平成元年7月17日  | 30百万円    | 100.00%              |
| みなと保証株式会社        | 神戸市中央区伊藤町107番地の1 | 信用保証業務           | 昭和58年5月26日 | 1,780百万円 | 100.00%              |
| みなとリース株式会社       | 神戸市中央区伊藤町107番地の1 | リース業務、ファクタリング業務他 | 昭和59年6月21日 | 30百万円    | 5.00%<br>(56.00%)    |
| 株式会社みなとカード       | 神戸市中央区伊藤町107番地の1 | クレジットカード業務他      | 平成2年7月11日  | 350百万円   | 5.00%<br>(91.89%)    |
| みなとシステム株式会社      | 神戸市中央区伊藤町108番地   | コンピュータ関連業務他      | 平成11年3月24日 | 50百万円    | 5.00%<br>(95.00%)    |
| みなとキャピタル株式会社     | 神戸市中央区伊藤町107番地の1 | ベンチャーキャピタル業務他    | 平成12年6月23日 | 150百万円   | 30.00%<br>(70.00%)   |
| その他投資事業有限責任組合6組合 |                  |                  |            |          |                      |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率欄の( )内は子会社及び子法人等による間接議決権比率であります。

3. 子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

( 重要な業務提携の概況 )

1. 第二地銀協地銀 46 行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス ( 略称 S C S ) を行っております。
2. 第二地銀協地銀 46 行、都市銀行 6 行、信託銀行 4 行、地方銀行 64 行、信用金庫 288 金庫 ( 信金中央金庫を含む )、信用組合 145 組合 ( 全信組連を含む )、系統農協・信漁連 911 ( 農林中金、信連を含む )、労働金庫 14 金庫 ( 労金連を含む ) との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス ( 略称 M I C S ) を行っております。
3. 第二地銀協地銀 46 行の提携により、 I S D N 回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス ( 略称 S D S ) を行っております。
4. 郵貯との提携により、 C A F I S 接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動預入れ及び相互送金のサービスを行っております。
5. 株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放 ( 当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱 ( 時間外手数料を除く ) ) 及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い ( 両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱 ) を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、 C A F I S 接続方式で同行の現金自動設備の利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の方況

(年度末現在)

| 氏名            | 地位               | 担当                                    | 重要な兼職                                      |
|---------------|------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 藪本 信裕         | 取締役頭取<br>(代表取締役) |                                       | 畿内総合信用保証株式会社取締役(非常勤)<br>神戸商工会館株式会社監査役(非常勤) |
| 竹内 健二         | 専務取締役<br>(代表取締役) | 企画部長、業務渉外室 証券営業室<br>証券国際部・事務部 システム部担当 |                                            |
| 永原 修二         | 常務取締役            | 審査企画部・審査部 審査管理部担当                     |                                            |
| 藤原 博          | 常務取締役            | 人事部長、コンプライアンス室<br>リスク統括部・総務部担当        |                                            |
| 今西 昭文         | 常務取締役            |                                       |                                            |
| 太田 敏郎         | 取締役<br>(社外)      |                                       | 株式会社ノーリツ名誉会長<br>神戸空港ターミナル株式会社取締役会長(非常勤)    |
| 本西 貞光         | 常勤監査役            |                                       |                                            |
| 山井 武雄         | 常勤監査役            |                                       |                                            |
| 岡田 信吾         | 監査役<br>(社外)      |                                       | 星光ビル管理株式会社代表取締役社長<br>南海電気鉄道株式会社監査役(非常勤)    |
| 津田 貞之         | 監査役<br>(社外)      |                                       | 財団法人兵庫県国際交流協会副理事長                          |
| 細目 正璋         | 監査役<br>(社外)      |                                       | 神戸市人事委員会委員長                                |
| (当年度中に退任した役員) |                  |                                       |                                            |
| 西村 忠禧         | 取締役              | 平成18年6月29日退任                          |                                            |
| 山田 幸一郎        | 常勤監査役            | 平成18年6月29日辞任                          |                                            |

- 注1. 上表 印の取締役及び監査役は、平成18年6月29日開催の第7期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
3. 上表 印の取締役は、執行役員を兼務しております。
4. 平成19年4月1日付で専務取締役竹内健二は企画部長を離れております。

(参考) 当行は、平成 12年 6月 29日より執行役員制度を導入しております。各執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)の地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

| 氏 名     | 地 位  | 担 当                |
|---------|------|--------------------|
| 平 信 之   | 執行役員 | 総務部長               |
| 吉 田 晃   | 執行役員 | システム部長             |
| 吉 田 博 己 | 執行役員 | 個人ローン部長            |
| 正 木 誠 司 | 執行役員 | 大阪支店長兼大阪支店営業第一部長   |
| 丸 尾 秀 樹 | 執行役員 | 事務部長               |
| 今 橋 正 隆 | 執行役員 | 営業推進部長             |
| 森 薫     | 執行役員 | 証券国際部長             |
| 井 上 嗣 朗 | 執行役員 | 梅田支店長              |
| 後 藤 盛 次 | 執行役員 | 本店営業部長兼本店営業部営業第一部長 |
| 原 一 馬   | 執行役員 | 東京支店長兼企画部東京事務所長    |
| 吉 田 裕 康 | 執行役員 | 法人部長               |
| 白 玖 彰 宏 | 執行役員 | 加古川支店長             |
| 小 原 泰 樹 | 執行役員 | 監査部長               |

注 平成 19年 4月 1日付で、執行役員正木誠司は大阪支店長兼大阪支店営業第一部長から審査部長に、執行役員丸尾秀樹は事務部長から監査部長に、執行役員吉田裕康は法人部長から企画部長に、執行役員小原泰樹は監査部長から総務部副担当に変更となっております。

なお、平成 19年 4月 1日付で菱田信之が執行役員審査企画部長に、須方輝が執行役員姫路支店長に、竹本尚正が執行役員大阪支店長兼大阪支店営業第一部長に就任しております。

また、平成 19年 5月 1日付で尾野俊二が副頭取執行役員に就任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

| 区 分   | 報酬等    | 定款又は株主総会で定められた報酬限度額                   |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 取 締 役 | 139百万円 | 平成12年6月29日株主総会決議<br>取締役の報酬月額2,200万円以内 |
| 監 査 役 | 40百万円  | 平成10年12月22日株主総会決議<br>監査役の報酬月額600万円以内  |
| 計     | 180百万円 |                                       |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度より役員退職慰労引当金を計上し、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として、取締役32百万円、監査役6百万円を上記報酬等に含んでおります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼任その他の状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 兼 任 そ の 他 の 状 況                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 太 田 敏 郎 | 株式会社ノーリツ 名誉会長<br>神戸空港ターミナル株式会社 取締役会長(非常勤) |
| 岡 田 信 吾 | 星光ビル管理株式会社 代表取締役社長<br>南海電気鉄道株式会社 監査役(非常勤) |
| 津 田 貞 之 | 財団法人兵庫県国際交流協会 副理事長                        |
| 細 目 正 璋 | 神戸市人事委員会 委員長                              |

## (2) 社外役員のための主な活動状況

| 氏名   | 在任期間              | 取締役会への出席状況                       | 取締役会における発言その他の活動状況                            |
|------|-------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 太田敏郎 | 平成14年4月<br>～現在に至る | 当事業年度開催の取締役会へ9割以上出席しております。       | 取締役会において、客観的かつ中立的な立場から、必要に応じ発言を行っております。       |
| 岡田信吾 | 平成14年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会へ8割以上出席しております。 | 取締役会及び監査役会において、客観的かつ中立的な立場から、必要に応じ発言を行っております。 |
| 津田貞之 | 平成15年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会へ全て出席しております。   | 取締役会及び監査役会において、客観的かつ中立的な立場から、必要に応じ発言を行っております。 |
| 細目正璋 | 平成16年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会へ9割以上出席しております。 | 取締役会及び監査役会において、客観的かつ中立的な立場から、必要に応じ発言を行っております。 |

## (3) 責任限定契約

| 氏名   | 責任限定契約の内容の概要                                                                    |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 太田敏郎 | 当行と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく、賠償の限度額は報酬等の2年分で、法令が規定する最低責任限度額であります。 |
| 岡田信吾 |                                                                                 |
| 津田貞之 |                                                                                 |
| 細目正璋 |                                                                                 |

## (4) 社外役員に対する報酬等

|        | 銀行から受けている報酬等 |
|--------|--------------|
| 報酬等の合計 | 13百万円        |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 当事業年度より役員退職慰労引当金を計上し、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として、取締役0百万円、監査役1百万円を上記報酬等に含んでおります。

#### 4. 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

|           |      |           |
|-----------|------|-----------|
| 発行する株式の総数 | 普通株式 | 900,000千株 |
|           | 優先株式 | 100,000千株 |
| 発行済株式の総数  | 普通株式 | 410,940千株 |

##### (2) 当年度末株主数

11,318名

##### (3) 大株主

| 株主の氏名又は名称  | 当行への出資状況  |        |
|------------|-----------|--------|
|            | 持株数等      | 持株比率   |
| 株式会社三井住友銀行 | 184,828千株 | 44.97% |

注1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社三井住友銀行の当行への出資状況には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式 165,500千株(持株比率 40.27%)を含んでおります。

なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

#### 5. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の状況

| 名称      | 指定社員          | 当該事業年度に係る報酬等 | その他                                                                |
|---------|---------------|--------------|--------------------------------------------------------------------|
| あずさ監査法人 | 中谷 紀之<br>芝野 稔 | 3百万円         | 左記の報酬等には公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(コンフォート・レター作成に係る業務)に対する報酬3百万円を含んでおります。 |

注 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は53百万円であります。

##### (2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第34条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制

当行は、平成 18年 5月 22日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議いたしました。

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・ガイド等を制定し、役職員がこれを遵守する。

当行におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ規範及び情報・文書管理規程等に則り、適切な保存及び管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当行の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理基本規程として定め、リスク管理主担当部署は同規程に則り、各種リスク管理の基本方針を策定する。

担当役員、各リスク管理の主担当部署及び企画部は、上記において承認されたリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。各取締役が適切に職務の執行を分担すると共に、組織・職務権限等に関する規程を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について

当行グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方

針ならびに基本的計画を策定する。  
当行グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス取組に関する関係会社規則を定め、同規則に則った適切な管理を行う。  
当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。  
必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立について

監査役の監査業務の遂行を補助するために、監査役室を置く。  
監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

- (7) 役職員が監査役に報告をするための体制等に係る事項について  
役職員は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。  
役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について

内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。  
代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。



(貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等(時価のある株式については決算期末月1カ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用しております。また、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |          |
|----|----------|
| 建物 | 8年 ~ 50年 |
| 動産 | 3年 ~ 20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,008百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理していましたが、当期より、内規に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを鑑み、期間損益計算の一層の適正化を図るため、「監査第一委員会報告第42号『租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い』の改正について(日本公認会計士協会平成19年4月13日)の公表を契機として、実施したものであります。この変更により、過年度に対応する金額をその他の経常費用として計上し、当期に対応する金額を営業経費として計上しております。この結果、従来の方法に比べ営業経費は8百万円増加し、その他の経常費用は92百万円増加し、税引前当期純利益は174百万円減少しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から損益処理

13. リース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第2号。以下「業種別監査委員会報告第2号」という。)」に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
16. 関係会社の株式及び出資総額(親会社株式を除く) 4,640百万円
17. 関係会社に対する金銭債権総額 29,925百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 39,015百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 14,229百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 8百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,19百万円、延滞債権額は42,883百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第9号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は648百万円であります。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,229百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,945百万円であります。なお、22から25に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し貸借対照表に計上した額は、23,264百万円であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第2号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は65,560百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 32,609百万円  
預け金 0百万円  
その他資産 58百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,229百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 43,140百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は9,714百万円であります。

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 55,000百万円が含まれております。
30. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は31,890百万円であります。  
 なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和5年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第38号)平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。  
 これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ31,890百万円減少しております。
32. 1株当たりの純資産額 24円3銭  
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)平成14年9月2日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円7銭減少しております。
33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」その他の証券のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下36.まで同様であります。  
 売買目的有価証券

|          | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 当期の損益に含まれた評価差額<br>(百万円) |
|----------|-------------------|-------------------------|
| 売買目的有価証券 | 705               | 9                       |

その他有価証券で時価のあるもの

|     | 取得原価<br>(百万円) | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 評価差額<br>(百万円) | うち益<br>(百万円) | うち損<br>(百万円) |
|-----|---------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株 式 | 16,139        | 26,654            | 10,514        | 10,971       | 456          |
| 債 券 | 326,678       | 322,362           | 4,316         | 279          | 4,595        |
| 国 債 | 241,843       | 238,186           | 3,657         | 272          | 3,929        |
| 地方債 | 45,216        | 44,740            | 475           | 2            | 477          |
| 社 債 | 39,618        | 39,434            | 183           | 4            | 188          |
| その他 | 10,824        | 11,075            | 251           | 268          | 16           |
| 合 計 | 353,642       | 360,091           | 6,449         | 11,518       | 5,069        |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,620百万円を差し引いた額 3,828百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたのものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当期における減損処理額は609百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先  
正常先

時価が取得原価に比べて30%以上下落  
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

|         | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 294,634      | 1,961            | 3,183            |

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内 容                  | 金 額 (百万円) |
|----------------------|-----------|
| 子会社・子法人等株式会社等        | 4,640     |
| 子会社・子法人等株式           | 3,654     |
| 子法人等投資事業有限責任組合への出資持分 | 986       |
| その他有価証券              | 34,998    |
| 社債                   | 31,890    |
| 非上場株式（店頭売買株式を除く）     | 1,539     |
| 投資事業有限責任組合等への出資持分    | 1,569     |

36. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

|     | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-----|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債 券 | 73,040        | 182,272          | 44,108            | 54,831        |
| 国 債 | 29,980        | 113,535          | 39,838            | 54,831        |
| 地方債 | 16,692        | 25,210           | 2,837             | -             |
| 社 債 | 26,367        | 43,526           | 1,431             | -             |
| その他 | 1,431         | 6,532            | 1,694             | -             |
| 合 計 | 74,472        | 188,804          | 45,802            | 54,831        |

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、453,126百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが441,828百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

|                |           |
|----------------|-----------|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 13,848百万円 |
| 退職給付引当金否認額     | 2,870百万円  |
| 有価証券償却否認額      | 1,866百万円  |

|                |           |
|----------------|-----------|
| 賞与引当金否認額       | 332百万円    |
| 未払事業税否認額       | 6百万円      |
| 未払事業所税否認額      | 2百万円      |
| 貸出金償却否認額       | 63百万円     |
| 減価償却額損金算入限度超過額 | 146百万円    |
| 繰延ヘッジ損益        | 219百万円    |
| その他            | 620百万円    |
| 繰延税金資産小計       | 20,052百万円 |
| 評価性引当額         | 30百万円     |
| 繰延税金資産合計       | 19,750百万円 |
| 繰延税金負債         |           |
| その他有価証券評価差額金   | 2,620百万円  |
| 前払年金費用         | 888百万円    |
| 退職給付信託設定益      | 685百万円    |
| 繰延税金負債合計       | 4,193百万円  |
| 繰延税金資産の純額      | 15,556百万円 |

繰延税金資産及び負債の計算に使用した法定実効税率は、前期 40.57%、当期 40.63% であり、当期における税率の変更により、繰延税金資産の純額(繰延税金負債を控除した金額)が 220万円増加し、当期費用計上された法人税等の金額は 260万円減少しております。また、その他有価証券評価差額金は 3 百万円減少しております。

39. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

| 属性  | 会社名            | 住所             | 資本金            | 事業の内容         | 議決権等の所有割合                  |               |  |
|-----|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------------------|---------------|--|
| 親会社 | 株式会社<br>三井住友銀行 | 東京都千代田区        | 百万円<br>664,986 | 銀行業           | 直接被所有 45.10%<br>間接被所有 1.23 |               |  |
|     |                | 関係内容<br>役員の兼任等 | 取引の内容          | 取引金額          | 科目                         | 期末残高          |  |
|     |                | 転籍 5人<br>銀行業務  | 財務取引           | 百万円<br>10,000 | 借入金                        | 百万円<br>37,000 |  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 借入金は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

| 属性    | 会社名             | 住所             | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有割合              |       |               |
|-------|-----------------|----------------|----------------|-------|------------------------|-------|---------------|
| 兄弟会社等 | SVC信用保証<br>株式会社 | 東京都港区          | 百万円<br>187,720 | 信用保証業 | 直接被所有 0.44%<br>間接被所有 - |       |               |
|       |                 | 関係内容<br>役員の兼任等 | 取引の内容          | 取引金額  | 科目                     | 期末残高  |               |
|       |                 | -              | 銀行業務           | 営業取引  | 百万円<br>3,616           | 譲渡性預金 | 百万円<br>30,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
  2. 営業取引の取引金額は、譲渡性預金平均残高であります。
40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適

用されることになったこと等から、「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は99,39百万円であります。

- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「その他資産」に含めて計上していた繰延ヘッジ損失および「その他負債」に含めて計上していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

# 第 8 期 (平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

|   | 科 目                   | 金      | 額      |
|---|-----------------------|--------|--------|
| 経 | 常 収 益                 |        | 67,698 |
| 資 | 金 運 用 収 益             | 49,068 |        |
|   | 貸 出 金 利 配 当 金         | 44,798 |        |
|   | 有 価 証 券 利 息           | 3,675  |        |
|   | コ ー ル 口 ー ン 利 息       | 119    |        |
|   | 買 入 現 貨 先 引 受 入 利 息   | 79     |        |
|   | 債 券 貸 借 取 引 形 受 入 利 息 | 5      |        |
|   | 買 入 手 金 利 息           | 0      |        |
|   | 預 け 金 受 入 利 息         | 0      |        |
| 役 | の 他 の 引 等 受 入 利 息     | 388    |        |
|   | 務 取 入 為 替 手 数 料       | 14,089 |        |
| そ | の 他 の 業 務 収 益         | 3,538  |        |
|   | の 他 業 務 収 益           | 10,551 |        |
|   | 外 国 為 替 売 買 益         | 1,686  |        |
|   | 商 品 有 価 証 券 売 買 益     | 785    |        |
|   | 債 等 債 の 業 務 却 却 益     | 35     |        |
|   | の 他 の 業 務 却 却 益       | 865    |        |
| そ | の 他 式 等 常 売 却 却 益     | 0      |        |
|   | 株 式 他 等 常 売 却 却 益     | 2,853  |        |
|   | の 他 式 等 常 売 却 却 益     | 1,196  |        |
|   | の 常 費                 | 1,657  |        |
| 経 | 金 調 達 費               | 4,545  |        |
| 資 | 預 讓 渡 金 性 預 金 利 息     | 2,941  |        |
|   | 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息   | 49     |        |
|   | 借 入 金 利 息             | 22     |        |
|   | 社 債 利 支 払 利 息         | 1,023  |        |
|   | 金 利 ス ッ プ 支 払 利 息     | 68     |        |
| 役 | の 他 の 引 等 支 払 利 息     | 438    |        |
|   | 務 取 入 為 替 手 数 料       | 0      |        |
| そ | の 他 の 業 務 費           | 3,715  |        |
|   | の 他 業 務 費             | 698    |        |
|   | 国 債 等 債 の 業 務 却 却 損   | 3,016  |        |
|   | 債 等 債 の 業 務 却 却 損     | 3,577  |        |
|   | の 他 式 等 常 売 却 却 損     | 3,493  |        |
|   | の 他 式 等 常 売 却 却 損     | 45     |        |
| 営 | の 業 他 引 出 当 金 繰 入 額   | 37     |        |
| そ | の 貸 倒 引 出 当 金 繰 入 額   | 33,456 |        |
|   | 株 式 等 常 売 却 却 損       | 12,034 |        |
|   | の 他 式 等 常 売 却 却 損     | 10,057 |        |
|   | の 常 利 取 立 益           | 1      |        |
|   | の 常 利 取 立 益           | 191    |        |
|   | の 常 利 取 立 益           | 689    |        |
|   | の 常 利 取 立 益           | 1,095  |        |
| 経 | 特 別 債 権 取 立 益         | 10,368 |        |
| 特 | 償 却 別 債 権 取 立 益       | 88     |        |
|   | 固 定 資 産 取 立 益         | 587    |        |
|   | 減 損 前 当 期 純 利         | 476    |        |
|   | 引 税 人 期               | 110    |        |
| 税 | 法 人 税                 | 9,870  |        |
| 法 | 人 税                   | 123    |        |
| 当 | 期                     | 4,169  |        |
|   |                       | 5,577  |        |

(損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益  
資金運用取引に係る収益総額 398百万円  
役員取引等に係る収益総額 533百万円  
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 8百万円
- 関係会社との取引による費用  
資金調達取引に係る費用総額 898百万円  
役員取引等に係る費用総額 1,015百万円  
その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額 4,630百万円
3. 1株当たりの当期純利益金額 14円2銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないのでありません。
5. 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益665百万円を含んでおります。
6. 「その他の経常費用」には、債権売却損448百万円を含んでおります。
7. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示していましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成していません。
8. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック(連携して営業を行っている営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。  
また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。  
上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額額110百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場 所       | 用途    | 種類      | 減損損失額<br>(百万円) |
|-----------|-------|---------|----------------|
| 兵庫県洲本市    | 営業用店舗 | 建物等     | 15             |
| 兵庫県豊岡市    | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 65             |
| 兵庫県美方郡香美町 | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 29             |
| 計         |       |         | 110            |

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

# 第 8 期(平成 18 年 4 月 1 日から)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |           |                  |                 |              |                       |             |                 |      |            |
|----------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|--------------|-----------------------|-------------|-----------------|------|------------|
|                            | 資本金     | 資本剰余金     |                  |                 | 利益剰余金<br>準備金 | 利益剰余金                 |             |                 | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                            |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 |              | その他利益剰余金<br>別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |      |            |
|                            |         |           |                  |                 |              |                       |             |                 |      |            |
| 前事業年度末残高                   | 24,908  | 24,908    | 22,053           | 46,961          | -            | 2,325                 | 12,332      | 14,657          | 100  | 86,425     |
| 当事業年度変動額                   |         |           |                  |                 |              |                       |             |                 |      |            |
| 新株の発行                      | 2,576   | 2,522     |                  | 2,522           |              |                       |             | -               |      | 5,098      |
| 剰余金の配当                     |         |           |                  | -               |              |                       | 1,530       | 1,530           |      | 1,530      |
| 当期純利益                      |         |           |                  | -               |              |                       | 5,577       | 5,577           |      | 5,577      |
| 自己株式の取得                    |         |           |                  | -               |              |                       |             | -               | 8    | 8          |
| 株主資本以外の項目の当<br>事業年度変動額(純額) | -       | -         | -                | -               | -            | -                     | -           | -               | -    | -          |
| 当事業年度変動額合計                 | 2,576   | 2,522     | -                | 2,522           | -            | -                     | 4,046       | 4,046           | 8    | 9,137      |
| 当事業年度末残高                   | 27,484  | 27,430    | 22,053           | 49,483          | -            | 2,325                 | 16,379      | 18,704          | 108  | 95,563     |

|                            | 評価・換算差額等                 |                 |                        | 純資産<br>合計 |
|----------------------------|--------------------------|-----------------|------------------------|-----------|
|                            | その他<br>有価証券<br>評価<br>差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算<br>差額等<br>合計 |           |
| 前事業年度末残高                   | 2,183                    | -               | 2,183                  | 88,609    |
| 当事業年度変動額                   |                          |                 |                        |           |
| 新株の発行                      |                          |                 | -                      | 5,098     |
| 剰余金の配当                     |                          |                 | -                      | 1,530     |
| 当期純利益                      |                          |                 | -                      | 5,577     |
| 自己株式の取得                    |                          |                 | -                      | 8         |
| 株主資本以外の項目の当<br>事業年度変動額(純額) | 1,644                    | 320             | 1,324                  | 1,324     |
| 当事業年度変動額合計                 | 1,644                    | 320             | 1,324                  | 10,461    |
| 当事業年度末残高                   | 3,828                    | 320             | 3,508                  | 99,071    |

(株主資本等変動計算書の注記)

注1. 当行の自己株式の種類及び株式総数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

|      | 前事業年度末<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 | 摘 要 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| 自己株式 |               |                |                |               |     |
| 普通株式 | 361           | 27             | -              | 388           | 注1  |
| 種類株式 | -             | -              | -              | -             |     |
| 合 計  | 361           | 27             | -              | 388           |     |

注1 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準（企業会計基準第6号平成17年12月27日）および<sup>6</sup>株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用し、株主資本等変動計算書を作成しております。

独立監査人の監査報告書

平成 19年 5月 15日

株式会社 みなと銀行  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 中 谷 紀 之 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 芝 野 稔 印

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結貸借対照表

平成19年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|--------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資産の部)       |           | (負債の部)                  |           |
| 現金預け金        | 61,942    | 預 金                     | 2,495,311 |
| コールローン及び買入手形 | 2,377     | 譲 渡 性 預 金               | 39,886    |
| 債券貸借取引支払保証金  | 19,845    | 借 用 金                   | 57,751    |
| 買入金銭債権       | 7,033     | 外 国 為 替                 | 56        |
| 商品有価証券       | 705       | 社 債                     | 5,000     |
| 有 価 証 券      | 397,055   | そ の 他 負 債               | 24,644    |
| 貸 出 金        | 2,164,684 | 賞 与 引 当 金               | 944       |
| 外 国 為 替      | 5,726     | 退 職 給 付 引 当 金           | 3,149     |
| そ の 他 資 産    | 28,087    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 215       |
| 有形固定資産       | 44,573    | 支 払 承 諾                 | 22,682    |
| 建 物          | 15,594    | 負債の部合計                  | 2,649,642 |
| 土 地          | 19,106    | (純資産の部)                 |           |
| その他の有形固定資産   | 9,873     | 資 本 金                   | 27,484    |
| 無形固定資産       | 4,128     | 資 本 剰 余 金               | 49,483    |
| ソフトウェア       | 2,309     | 利 益 剰 余 金               | 18,543    |
| その他の無形固定資産   | 1,818     | 自 己 株 式                 | 108       |
| 繰延税金資産       | 16,020    | 株 主 資 本 合 計             | 95,402    |
| 支払承諾見返       | 22,682    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 4,014     |
| 貸倒引当金        | 25,144    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 320       |
|              |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計     | 3,694     |
|              |           | 少 数 株 主 持 分             | 977       |
|              |           | 純資産の部合計                 | 100,073   |
| 資産の部合計       | 2,749,716 | 負債及び純資産の部合計             | 2,749,716 |

# 連結損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目              | 金      | 額      |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益             |        | 75,703 |
| 資金運用収益           | 49,861 |        |
| 貸出金利息            | 45,522 |        |
| 有価証券利息配当金        | 3,687  |        |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 120    |        |
| 買現先利息            | 79     |        |
| 債券貸借取引受入利息       | 5      |        |
| 預け金利息            | 0      |        |
| その他の受入利息         | 445    |        |
| 役務取引等収益          | 16,157 |        |
| その他業務収益          | 6,767  |        |
| その他経常収益          | 2,916  |        |
| 経常費用             |        | 63,549 |
| 資金調達費用           | 4,547  |        |
| 預金利息             | 2,940  |        |
| 譲渡性預金利息          | 49     |        |
| 債券貸借取引支払利息       | 22     |        |
| 借入金利息            | 1,024  |        |
| 社債利息             | 68     |        |
| その他の支払利息         | 443    |        |
| 役務取引等費用          | 2,978  |        |
| その他業務費用          | 7,814  |        |
| 営業経費用            | 34,429 |        |
| その他経常費用          | 13,778 |        |
| 貸倒引当金繰入額         | 10,996 |        |
| その他の経常費用         | 2,782  |        |
| 経常利益             |        | 12,153 |
| 特別利益             |        | 106    |
| 償却債権取立益          | 106    |        |
| 特別損失             |        | 674    |
| 固定資産処分損失         | 481    |        |
| 減損               | 192    |        |
| 税金等調整前当期純利益      |        | 11,585 |
| 法人税、住民税及び事業税     |        | 365    |
| 法人税等調整額          |        | 4,213  |
| 少数株主利益           |        | 57     |
| 当期純利益            |        | 6,948  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |        |        |      |        |
|--------------------------|---------|--------|--------|------|--------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 前連結会計年度末残高               | 24,908  | 46,961 | 13,125 | 100  | 84,893 |
| 当連結会計年度変動額               |         |        |        |      |        |
| 新株の発行                    | 2,576   | 2,522  |        |      | 5,098  |
| 剰余金の配当                   |         |        | 1,530  |      | 1,530  |
| 当期純利益                    |         |        | 6,948  |      | 6,948  |
| 自己株式の取得                  |         |        |        | 8    | 8      |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | -       | -      | -      | -    | -      |
| 当連結会計年度変動額合計             | 2,576   | 2,522  | 5,418  | 8    | 10,509 |
| 当連結会計年度末残高               | 27,484  | 49,483 | 18,543 | 108  | 95,402 |

|                          | 評価・換算差額等             |             |                | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|--------------------------|----------------------|-------------|----------------|--------|---------|
|                          | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |         |
| 前連結会計年度末残高               | 2,366                | -           | 2,366          | 922    | 88,182  |
| 当連結会計年度変動額               |                      |             |                |        |         |
| 新株の発行                    |                      |             |                |        | 5,098   |
| 剰余金の配当                   |                      |             |                |        | 1,530   |
| 当期純利益                    |                      |             |                |        | 6,948   |
| 自己株式の取得                  |                      |             |                |        | 8       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 1,648                | 320         | 1,327          | 54     | 1,382   |
| 当連結会計年度変動額合計             | 1,648                | 320         | 1,327          | 54     | 11,891  |
| 当連結会計年度末残高               | 4,014                | 320         | 3,694          | 977    | 100,073 |

注：記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 8社6組合

主要な会社名

株式会社みなと地所

みなとビジネスサービス株式会社

みなとモーゲージサービス株式会社

みなと保証株式会社

みなとリース株式会社

株式会社みなとカード

みなとシステム株式会社

みなとキャピタル株式会社

ほか投資事業有限責任組合 6組合

非連結の子会社及び子法人等

該当なし

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当なし

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

12月末日 6社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

該当なし

(6) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等(時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年 ~ 50年

動産 3年 ~ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
7. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)

に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は42,257百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを鑑み、期間損益計算の一層の適正化を図るため、「監査第一委員会報告第42号<sup>『</sup>租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い』の改正について(日本公認会計士協会平成19年4月13日)の公表を契機として、実施したものであります。この変更により、過年度に対応する金額をその他の経常費用として計上し、当連結会計年度に対応する金額を営業経費として計上しております。この結果、従来の方法に比べ営業経費は937万円増加し、その他の経常費用は1237万円増加し、税金等調整前当期純利益は2157万円減少しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第2号。以下「業種別監査委員会報告第2号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 23,576百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 8百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,246百万円、延滞債権額は43,428百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第9号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は648百万円であります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,226百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,545百万円であります。なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシパシオンで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、23,264百万円であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第2号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は65,566百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- |       |           |
|-------|-----------|
| 有価証券  | 32,704百万円 |
| 預け金   | 0百万円      |
| その他資産 | 58百万円     |
- 担保資産に対応する債務

預金 7,229百万円  
その他負債 95百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,140百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は4,225百万円であります。

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
26. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は31,890百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和5年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第38号平成19年4月17日)」により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこととともない、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ31,890百万円減少しております。

28. 1株当たりの純資産額24円3銭  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)」が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額が「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円7銭減少しております。
  29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、474,713百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが463,414百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、と信保全上の措置等を講じております。
30. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号平成17年12月9日)」および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)」が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則(昭和5年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第60号平成18年4月28日)」により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ表示しております。  
なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は99,416百万円であります。
- (2) 「その他資産」に含めて計上していた繰延ヘッジ損失および「その他負債」に含めて計上していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

- (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

31. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）」に準拠しております。

（連結損益計算書の注記）

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 17円7銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,196百万円及び部分直接償却取立益665百万円を含んでおります。
5. 「その他の経常費用」には、株式等償却706百万円、債権売却損635百万円及び貸出金償却553百万円を含んでおります。
6. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については、営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っております。連結される子会社及び子法人等のうち、賃貸用不動産を有する子会社は物件毎、その他の子会社及び子法人等は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。当行の遊休資産は独立した単位として取扱っております。上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額192百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場 所       | 用途    | 種類      | 減損損失額<br>(百万円) |
|-----------|-------|---------|----------------|
| 兵庫県洲本市    | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 97             |
| 兵庫県豊岡市    | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 65             |
| 兵庫県美方郡香美町 | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 29             |
| 計         |       |         | 192            |

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

7. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）」に準拠しております。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

注1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

|       | 前連結会計<br>年度末株式数 | 当連結会計<br>年度増加株式数 | 当連結会計<br>年度減少株式数 | 当連結会計<br>年度末株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 発行済株式 |                 |                  |                  |                 |    |
| 普通株式  | 382,940         | 28,000           | -                | 410,940         | 注1 |
| 種類株式  | -               | -                | -                | -               |    |
| 合計    | 382,940         | 28,000           | -                | 410,940         |    |
| 自己株式  |                 |                  |                  |                 |    |
| 普通株式  | 361             | 27               | -                | 388             | 注2 |
| 種類株式  | -               | -                | -                | -               |    |
| 合計    | 361             | 27               | -                | 388             |    |

注1 増加の要因は新株の発行によるものであります。

注2 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 当社の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

|                      | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たりの金額 | 基準日        | 効力発生日     |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|-----------|
| 平成18年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,530百万円 | 4円       | 平成18年3月31日 | 平成18年6月3日 |
|                      | 種類株式  | -        | -        | -          | -         |

平成19年6月28日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 1,642百万円

1株当たり配当額 4円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

3. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準（企業会計基準第6号平成17年12月27日）および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日）」が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

独立監査人の監査報告書

平成 19年 5月 15日

株式会社 みなと銀行  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 中 谷 紀 之 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 芝 野 稔 印

当監査法人は、会社法第 44 条第 4 項の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みなと銀行及びその連結子法人等から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を」監査に関する品質管理基準(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月16日

株式会社 みなと銀行 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 本 | 西 | 貞 | 光 | 印 |
| 常勤監査役 | 山 | 井 | 武 | 雄 | 印 |
| 監査役   | 岡 | 田 | 信 | 吾 | 印 |
| 監査役   | 津 | 田 | 貞 | 之 | 印 |
| 監査役   | 細 | 目 | 正 | 璋 | 印 |

(注 監査役岡田信吾、監査役津田貞之及び監査役細目正璋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。)

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び総額  
当行普通株式1株につき金4円、総額1,642,209,372円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成19年6月29日

### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役藪本信裕、竹内健二、藤原博及び太田敏郎の4氏は本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略 歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当行株式<br>数 |
|-----------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | 藪 本 信 裕<br>(昭和20年5月19日生) | 昭和44年4月 株式会社神戸銀行入行<br>平成7年6月 株式会社さくら銀行調査部長<br>平成9年6月 同行取締役営業統括部長<br>平成10年4月 同行取締役チャネル改革部長<br>平成11年6月 同行執行役員支店営業グループ副責任役員<br>平成11年10月 同行執行役員商業銀行ディビジョンカンパニーコンシューマーバンキンググループ副責任役員兼コンシューマー企画部長<br>平成12年4月 同行常務執行役員<br>大阪駐在役員<br>平成13年4月 当行専務執行役員<br>平成13年6月 当行専務取締役兼専務執行役員<br>平成18年6月 当行取締役頭取兼最高執行役員<br>現在に至る | 74,040<br>株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当行株式<br>数の |
|-----------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2         | 竹 内 健 二<br>(昭和24年2月24日生) | 昭和46年4月 株式会社神戸銀行入行<br>平成2年4月 株式会社太陽神戸三井銀行<br>神宮前支店長<br>平成4年6月 株式会社さくら銀行関西支<br>店第一部副部長<br>平成5年6月 同行法人部副部長<br>平成6年6月 同行業務開発部ローン室長<br>平成8年7月 株式会社住宅金融債権管理<br>機構出向<br>平成11年6月 株式会社さくら銀行明石支<br>店長<br>平成12年10月 当行執行役員企画部長<br>平成15年6月 当行常務執行役員企画部長<br>平成17年6月 当行常務取締役兼常務執行<br>役員企画部長<br>平成18年5月 当行常務取締役兼常務執行<br>役員<br>平成18年6月 当行専務取締役兼専務執行<br>役員<br>平成19年1月 当行専務取締役兼専務執行<br>役員企画部長<br>平成19年4月 当行専務取締役兼専務執行<br>役員<br>企画部( )証券国際部、事<br>務部、システム部担当<br>バーゼル 推進室・業務<br>改革室除く<br>現在に至る | 26,000<br>株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略 歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当行株式<br>の 数 |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3         | 藤 原 博<br>(昭和24年11月14日生) | 昭和47年4月 株式会社神戸銀行入行<br>平成3年1月 株式会社太陽神戸三井銀行<br>夙川支店長<br>平成4年6月 株式会社さくら銀行情報開<br>発部副部長<br>平成5年6月 同行融資企画部副部長<br>平成6年6月 同行駒ヶ林支店長<br>平成8年6月 同行関連事業部審議役<br>平成9年10月 同行人事部主席推進役<br>平成12年10月 当行執行役員審査企画部長<br>平成14年6月 当行執行役員人事部長<br>平成16年6月 当行常務執行役員人事部長<br>平成17年6月 当行常務取締役兼常務執行<br>役員人事部長<br>コンプライアンス室、人事<br>部、総務部担当<br>現在に至る | 26,000<br>株         |
| 4         | 太 田 敏 郎<br>(昭和2年5月20日生) | 昭和55年8月 株式会社ノーリツ代表取締役<br>役社長<br>平成6年11月 神戸商工会議所副会頭<br>平成7年1月 株式会社ノーリツ代表取締役<br>役会長<br>平成11年4月 当行取締役(現職)<br>平成16年7月 株式会社ノーリツ名誉会長<br>(現職)<br>現在に至る                                                                                                                                                                    | 71,000<br>株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する株式数<br>の |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5     | 尾野俊二<br>(昭和25年6月28日生) | 昭和48年4月 株式会社神戸銀行入行<br>平成10年4月 株式会社さくら銀行兜町支店長<br>平成11年4月 同行関西支店統括部長<br>平成12年10月 同行商業銀行ディビジョンカンパニー関西業務推進部長兼関西法人統括部長兼関西支店業務部長<br>平成13年4月 株式会社三井住友銀行姫路法人営業部長<br>平成14年6月 同行執行役員公共法人営業部長<br>平成15年6月 同行執行役員西日本第三法人営業本部長<br>平成16年4月 同行執行役員業務監査部長<br>平成17年6月 同行常務執行役員業務監査部、資産監査部副担当役員(西日本担当)、神戸担当<br>平成18年4月 同行取締役兼専務執行役員品質管理部担当役員、神戸担当<br>平成19年4月 同行取締役<br>平成19年5月 当行副頭取執行役員CS部、営業推進部、法人部、個人ローン部担当<br>現在に至る | 0株           |

- 注1. 上記5名の取締役候補者につきましては、いずれも当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者太田敏郎氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 太田敏郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
  - (2) 太田敏郎氏につきましては、豊富な経営者としての経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 在任期間は、平成11年4月より本定時株主総会終結の時をもって、8年3か月であります。
  - (4) 当行は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第36条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である太田敏郎氏は、当行との間で、責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。
    - ・社外取締役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該社外取締役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第42条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役津田貞之氏は本総会の終結の時をもって任期が満了となり、本西貞光氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する株式数<br>の |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | 津田貞之<br>(昭和11年5月13日生) | 昭和35年4月 兵庫県庁勤務<br>平成元年4月 西播磨県民局長<br>平成2年4月 知事公室長<br>平成3年4月 農林水産部長<br>平成5年4月 理事(地域国際化問題担当)<br>兼知事公室長<br>平成5年6月 公営企業管理者<br>平成7年3月 公営企業管理者兼阪神・淡路大震災復興本部副本部長<br>平成8年4月 公営企業管理者兼阪神・淡路大震災復興本部臨海都市整備部長<br>平成11年4月 株式会社夢舞台代表取締役社長<br>平成15年6月 当行監査役(現職)<br>平成16年4月 財団法人兵庫県国際交流協会副理事長<br>平成16年6月 株式会社夢舞台取締役会長<br>平成18年3月 株式会社夢舞台取締役<br>平成18年6月 株式会社夢舞台取締役退任<br>平成19年4月 財団法人兵庫県国際交流協会顧問(現職)<br>現在に至る | 5,000株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)         | 略 歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当行株式<br>数 |
|-----------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | 庵原敬吾<br>(昭和30年9月17日生) | 昭和53年4月 当行入行<br>平成8年4月 当行伊丹北支店長<br>平成9年10月 当行本店営業部副部長<br>平成11年4月 当行本店営業部営業第四部<br>長<br>平成14年6月 当行大阪支店営業第二部長<br>平成16年4月 当行審査第二部 部長<br>平成17年4月 当行審査部 部長<br>平成18年4月 当行審査管理部長<br>平成19年6月 当行顧問<br>現在に至る | 0株                |

注1. 上記2名の監査役候補者につきましては、いずれも当行との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者津田貞之氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 津田貞之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
  - (2) 津田貞之氏につきましては、豊富な地方自治の経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 在任期間は、平成15年6月より本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。
  - (4) 当行は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第44条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である津田貞之氏は、当行との間で、責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりであります。
    - ・社外監査役が任務を怠ったことよって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該社外監査役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第42条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

#### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって辞任されます監査役本西貞光氏に対し、株主の皆様のご賛同を得て当行役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、当行役員退職慰労金規程につきましては、本店に備え置き株主の皆様の閲覧に供しております。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                        |
|---------|----------------------------|
| 本 西 貞 光 | 平成 16年 6月 当行常勤監査役<br>現在に至る |

以 上

## 定時株主総会会場のご案内

会 場 神戸市中央区三宮町 2丁目 1番 1号

当行本店 9階会議室

電話番号 078 331)8141(大代表)

### ●会場付近の略図

